

第三十九号議案

箕面市高齢者等介護総合条例改正の件

箕面市高齢者等介護総合条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和八年三月十一日提出

箕面市長 原 田 亮

箕面市条例第 号

箕面市高齢者等介護総合条例の一部を改正する条例

箕面市高齢者等介護総合条例（平成十二年箕面市条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

附則に次の三条を加える。

（令和八年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例）

第九条 第一号被保険者（令和八年度分の保険料の賦課期日において本市に住所を有しない者を除き、同年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において本市に住所を有する者（同法第二百九十四条第三項の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）に限る。以下この条及び次条第一項において同じ。）のうち、令和七年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等

（所得税法第二十八条第一項に規定する給与等をいう。以下同じ。）の収入金額が五十五万円以上六十五万円未満である者に限る。）の令和八年度における保険料率の算定についての第十六条第一項（第六号イ、第七号イ、第八号イ、第九号イ、第十号イ、第十一号イ、第十二号イ、第十三号イ、第十四号イ、第十五号イ及び第十六号イに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第六号イ中「地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和三十

十二年法律第二十六号)第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項、第三十五条の二第一項、第三十五条の三第一項又は第三十六条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第二十二條の二第二項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。」とあるのは、「合計所得金額(地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第二十八条第一項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第二項の規定によって計算した金額に令和七年中の同条第一項に規定する給与等の収入金額から五十五万円を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第二十二條の二第二項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」とする。

2 第一号被保険者のうち、令和七年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(同年中の給与等の収入金額が六十五万円以上百六十一万九千円未満である者に限る。)の令和八年度における保険料率の算定についての第十六條第一項(第六号イ、第七号イ、第八号イ、第九号イ、第十号イ、第十一号イ、第十二号イ、第十三号イ、第十四号イ、第十五号イ及び第十六号イに係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第六号イ中「地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、

第三十四条の三第一項、第三十五条第一項、第三十五条の二第一項、第三十五条の三第一項又は第三十六条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第二十二條の二第二項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。」とあるのは、「合計所得金額（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二百九十二條第一項第十三号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第二十八條第一項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同條第二項の規定によつて計算した金額に十万円を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第二十二條の二第二項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。」とする。

3 第一号被保険者のうち、令和七年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が百六十一万九千円以上百九十万円未満である者に限る。）の令和八年度における保険料率の算定についての第十六條第一項（第六号イ、第七号イ、第八号イ、第九号イ、第十号イ、第十一号イ、第十二号イ、第十三号イ、第十四号イ、第十五号イ及び第十六号イに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第六号イ中「地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二百九十二條第一項第十三号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第三十三條の四第一項若しくは第二項、第三十四條第一項、第三十四條の二第一項、第三十四條の三第一項、第三十五條第一項、第三十五條の二第一項、第三十五條の三第一項又は第三十六條の規定の適用がある場合には、当該合

計所得金額から令第二十二條の二第二項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。」とあるのは、「合計所得金額（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二百九十二條第一項第十三号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第二十八條第一項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同條第二項の規定によつて計算した金額に六十五万円から令和七年給与所得控除額（令和七年中の所得税法第二十八條第一項に規定する給与等の収入金額から、当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和七年法律第十三号）第一條の規定による改正前の所得税法別表第五の給与等の金額として、同表により当該金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額をいう。）を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第二十二條の二第二項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。」とする。

（令和八年度の保険料率の算定に関する基準の特例）

第十條 第一号被保険者の令和八年度における保険料率の算定についての第十六條第一項の規定の適用については、当該第一号被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに、第一号に掲げる者に該当し、かつ、第二号又は第三号に掲げる者のいずれかに該当する者があるときは、当該該当する者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

一 令和七年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（令和八年度分の保険料の賦課期日において本市に住所を有しない者を除く。）で

あつて、令和八年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において本市に住所を有するもの（同法第二百九十四条第三項の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）

二 地方税法第二百九十五条第一項第二号に掲げる者に該当し、かつ、令和八年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であつて、次のイからハまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

イ 令和七年中の給与等の収入金額が五十五万円以上六十五万円未満であり、かつ、百三十五万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から五十五万円を控除して得た額以下である場合

ロ 令和七年中の給与等の収入金額が六十五万円以上百六十一万円九千円未満であり、かつ、百三十五万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が十万円以下である場合

ハ 令和七年中の給与等の収入金額が百六十一万円九千円以上百九十九万円未満であり、かつ、百三十五万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、六十五万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和七年法律第十三号）第一条の規定による改正前の所得税法別表第五（以下「別表第五」という。）の給与等の金額として、別表第五により当該金額に応じて求めた別表第五の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

三 地方税法第二百九十五条第一項各号に掲げる者に該当せず、かつ、令和八年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であつて、次のイからハまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

イ 令和七年中の給与等の収入金額が五十五万円以上六十五万円未満であり、かつ、地方税法第二百九十五条第三項に規定する政令で定める基準に従い箕面市税条例（昭和二十五年箕面市条例第六号）で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から五十五万円を控除して得た額以下である場合

ロ 令和七年中の給与等の収入金額が六十五万円以上百六十一万円九千円未満であり、かつ、地方税法第二百九十五条第三項に規定する政令で定める基準に従い箕面市税条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が十万円以下である場合

- ハ 令和七年中の給与等の収入金額が百六十一万円九千円以上百九十九万円未満であり、かつ、地方税法第二百九十五条第三項に規定する政令で定める基準に従い箕面市税条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、六十五万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を別表第五の給与等の金額として、別表第五により当該金額に応じて求めた別表第五の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合
- 2 第一号被保険者の令和八年度における保険料率の算定についての第十条第一項の規定の適用については、当該第一号被保険者が前項第一号に掲げる者に該当し、かつ、同項第二号又は第三号に掲げる者のいずれかに該当するときは、当該第一号被保険者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

（令和八年度の保険料の減免の特例）

第十一条 第一号被保険者又はその属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに令和七年度及び令和八年度の各年度分の地方税法の規定による

- 市町村民税が課されていない者で令附則第二十五条及び前条の規定により令和八年度分の同法の規定による市町村民税が課されているものとみなされたもの（以下「みなし課税者」という。）がいる場合であつて、そのみなされたことにより当該第一号被保険者の令和八年度分の保険料に係る保険料段階（第十六条第一項各号に掲げる区分をいう。以下同じ。）が、当該みなし課税者に令附則第二十五条及び前条の規定の適用がないものとした場合に決定されるべき当該第一号被保険者の令和八年度分の保険料に係る保険料段階（次項において「令附則第二十五条等非適用保険料段階」という。）よりも保険料率の高い保険料段階に決定されたときは、当該第一号被保険者の令和八年度分の保険料を減免する。
- 2 前項の規定による減免後の令和八年度分の保険料の額は、令附則第二十五条等非適用保険料段階の保険料率により算定した保険料の額とする。
- 3 第一項の規定による保険料の減免については、保険料の減免を受けようとする者による申請を要しない。

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

（提案理由）

介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）の改正に伴い、令和八年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法及び基準の特例並びに令和八年度の保険料の減免の特例を定めるため、本条例を改正するものである。